

就農再開届

令和 年 月 日

殿

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の1の（7）の規定に基づき就農再開届を提出します。

| | |
|----------|---------------|
| 就農中断期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 就農再開日 | 年 月 日 |
| 要就農継続残期間 | 就農再開日 ~ 年 月 日 |

※ 下線部は経営開始資金の場合は「2の（6）」とする。